附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）

二　基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）

（経過措置）

第三条　会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日）の前日までの間における第二条の規定の適用については、同条第二号並びに第十三号イ⑵及び⑶中「指名委員会等設置会社」とあるのは「委員会設置会社」と、同条第三号中「第二条第十五号イ」とあるのは「第二条第十五号」とする。

○法務省令第十号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項第二号、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十二条、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四条並びに国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第六条及び第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第四百五十号）第三条の規定に基づき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「又は事務所」を「並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分」に改める。

第二条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改める。

第十九条中「前条」を「第十八条」に改める。

第二十八条第九号中「添付情報」の下に「（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）」を加え、同条第十号中「（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）」を削る。

第百九十六条第一項第四号中「住所」の下に「並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分」を加える。

第三条　独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令（平成二十年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、同条第二項中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十七年三月三十日

二　第三条の規定　平成二十七年四月一日

○財務省・農林水産省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第二項及び第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十条において」を「以下」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とする。

第十七条第一項中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、同条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十三条　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　信用基金の役員（監事を除く。）及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨